

議会だより

第40号

平成28年8月16日
発行

きもつき



元気いっぱい!!

写真提供 高山保育園

6月定例議会（会期：6月10日～24日）

一般質問 3人がたす	3 P
議会運営委員会研修報告	6 //

◆発行 肝付町議会 ◆編集 議会広報委員会
TEL 0994-65-2511（内線 1263）・0994-65-8431（直通）FAX 0994-65-2507
肝付町ホームページでも、ご覧頂けます。 URL <http://kimotsuki-town.jp/>

●「きもつき」の題字は岸良小6年 岡留光海^{こう}さんが書かれました



ごあいさつ

肝付町議会議長 加藤 義昭

肝付町議会広報は、これまで議会運営委員会で作成していましたが、議会改革の一環として今回独立した議会広報委員会を設置して、編集・作成することになりました。

議会広報の発行意義は、議論や採決といった議会活動の内容を住民に伝えることであり、それができる唯一のメディアともいえます。近年、全国的に議会報告会をはじめとした議会改革の取り組みが活発化していますが、議会改革においても議会広報が果たす役割は非常に大きなものがあります。議会が住民との「距離」を縮めるための第一歩は、住民が読みやすい議会広報を発行し、議会の活動を理解してもらうことです。その意味でも常に読者を考えながら編集するという姿勢を堅持すべきであります。

5名の広報委員は立候補制で選任されたものです。専門的知見を広め機動力に富んだ広報誌ができるものと
確信しております。

住民の皆様今後ともご期待ください。



議会広報の改革の一環として町民の皆さまの意見等をお聞かせ願えればと考えております。

一般質問

買物弱者対策について

弱者対策としての主管課はどこか

町長…各々の課でやっている

地区で個別調査を行った。

背景として、高齢化率50%、移動手段に課題があること、商店がないこと等課題がそろっている地域として選定した。

地域ニーズに合った実態調査を！
富永 平成26年12月議会以降、買物弱者対策の実態調査は行ったのか。

町長 モデル的に本城



富永 洋一 議員

介護者以外（高齢者、車のない方等）の弱者対策が必要では！

産業創出課、企画調整課、福祉課等ほかの分野でもやっている。

町長 買物弱者対策係というのは、事務分掌の中にはない。

いただいたているが、行政として、責任の度合から弱者対策の主管課が必要ではないか。

富永 介護者の方々の買物については、社会福祉協議会のヘルパーの皆さんに支援して

付町地域創生戦略でも買物弱者の解消として取りくみを進めていくこととしている。

町長 昨年策定した肝付町地域創生戦略でも買物弱者の解消として取りくみを進めていくこととしている。

富永 マイクロバスの運行は検討できないか。

マイクロバスの運行の可能性についても検討していく。

肝付町空き家等の管理について

住民への周知徹底はなされているか

町長…今後継続的に周知を図る

空き家対策は今後の町政の大きな課題！（人口1万5千人以上の町

では県下で一番多い）

富永 空き家等の適正管理について、近隣のトラブルを避けるため住民への周知徹底を図るべきと考える。

周知を行ったか。

町長 平成26年の段階ではチラシを配布したが、昨年の9月議会においての条例改正の分については行ってない。

所有者や管理者が対応の必要性を感じるには、複数回の周知が必要と考えることから、継続的に周知を図ってまいりたい。

富永 特定空き家の把握はできているか。

町長 認定が難しく、国のガイドラインでも総合的に判断されるべきものであるとされて

いる。

実態調査によると総計で1675件あり、AからEまで5つのランク分けにより、空き家状態の調査を行っている。

判断からして、特定空き家と思われるものは、D 425件、E 248件で673件と推測できる。

富永 対策として、どのような施策を講じるのか。

町長 個人の問題としてとらえるのではなく、地域問題として理解し行政と地域が連携して取りくむ。



※空き家ランク付

- A …活用が見込まれるもの (174 件)
- B …軽微な補修で利活用できる (362 件)
- C …要補修利活用は難しい (466 件)
- D …補修不可能 (425 件)
- E …倒壊の恐れがある (248 件)



肝付町福祉のまちづくり条例について

条例を制定する考えはないのか

町長…方向性が見だせば可能である

中原 私は心身に障害があっても、高齢者になっても、地域や社会を構成する町民の一員として安心

して生活することができ、また自由な移動や社会活動に積極的に参加できるまちづくりの構築には、福祉のまちづくり基本条例の制定が最優先と考え質問するものである。

障害をお持ちの方は社会生活を営む上で、いろいろな所に障壁が存在する。道路や建物、社会的には進学や就職の問題もある。健常者が障がい者や高齢者に対して、認識が浅いことにより偏見や差別が知らないうちに出てきている場合もある。

町民全体が、共通認識の中で通常の生活が出来るまちづくりのために、福祉のまちづくり基本条例の制定が必要と考え



る。

町長 本町は法律と県条例をもとに環境整備を行っているところであり、諸計画にユニバーサルデザイン、バリアフリーの促進等を盛り込んで、福祉のまちづくりを推進している。

今後福祉のまちづくりに関する施策については、県と連携を図ることにより推進できると考えている。



中原 福祉事業を推進していく上で県との連携は非常に大切である。

本町の福祉関係の助成事業は医療費助成や税の控除・免除等22事業が条例化され、高齢者福祉関係では敬老バス乗車賃助成や給食サービス等の支援制度が整備されており、利用者にとって必要不可欠な事業である。行政の手の届きにくいところがある。それら



を補うのは地域であり隣近所である。地域での支え合いや隣近所のやさしい心遣いが大切である。

隣県ではひとにやさしい福祉のまちづくり条例を制定している。

本町も高齢者や障がい者を対象とした弱者救済のためだけでなく、やさしいまちづくりのための条例として、町民全体でこのような町をつくっていくことを周

知するためにも、本条例の制定は必要である。

町長 住民の皆さんが安心して暮らせる仕組みの中で、町の責務として提案を受け止め議論していく。

中原 町長の施政方針と整合性がある。本年度中の制定は可能か。

町長 現段階では議論が必要である。

中原 詳細な資料を提供し説明すれば理解されたと思う。主管課と協議するが。

町長 そういう形ですり合わせをしてもらいたい。

益山 二郎 議員



益山 法の改正で18歳から選挙権が付与される。対策は講じてあるのか。
※1 選挙長 ホームページや広報等で啓発を

公職選挙法の改正

18歳からの選挙対策は

選挙管理委員会委員長…様々な手法で周知が深まるように広報等を行う

益山 期日前投票時の宣誓書に抵抗を持つ人もいる。インターネット等で事前配布する方策も良いの

行ったたり、県発行の選挙特報を配布するなど周知や広報を図っている。
若年層への啓発策としてポスターコンクール等や各学校へ投票箱や記載台の貸し出し等を行い、身近に感じられるよう取り組みを行っている。
益山 高校や大学との連携が必要では。
選挙長 直接的な連携は行っていない。
益山 政治活動は自由に行えるのか。
選挙長 憲法で保証される。学校内の活動は原則として各学校の判断に委ねられる。



期日前投票所

益山 特産物にするのと取り組んだカンゾウの圃場が3 haから0.5 haと減少している。特産化を図るとした目標に対し違和感を覚える。どの様にして特産化を図るのか。
町長 今年は栽培面積を減らして実証している。栽培技術が確立し、収益が確認できれば、自ずと栽培面積

カンゾウの栽培

圃場が減少する中、特産化への道すじは

町長…実証中である。整ってから目標を設定したい

益山 生産する農家の中には、カンゾウに対する期待が感じられない。その原因の一つに目標を示していない事があるのではないか。何年後にどの様な形にしたいのか。明らかにすべきだ。また、栽培する農家は確保できると思うのか。
産創課長 確たる数値はありません。諸状況や数値をにらみながら検討していきたい。

は広がると思う。それに向け収穫目標を40%減らし苗代は46%引き下げ、買い取り価格は1.5倍にしました。特産化に一步一步進めたい。
益山 生産する農家の中には、カンゾウに対する期待が感じられない。その原因の一つに目標を示していない事があるのではないか。何年後にどの様な形にしたいのか。明らかにすべきだ。また、栽培する農家は確保できると思うのか。
産創課長 確たる数値はありません。諸状況や数値をにらみながら検討していきたい。

益山 目標等を示せるのは何年後か。
産創課長 栽培技術を確認し育成の状況を見極めた上で判断

益山 農家の高齢化や関心の薄さが気にかかる。目標を示すべき。
町長 あくまで試験栽培中であり、諸実証が整ってから、目標設定を行いたい。
益山 昨年7月、農政局へ今年は栽培面積が増えると実施報告を提出している。なぜか。
産創課長 提出時点ではその様な考えであり報告したものです。
益山 実状と異なる。理解しがたい報告だ。

- ※1 選挙長 選挙管理委員会委員長
- ※2 書記長 選挙管理委員会書記長
- ※3 産創課長 産業創出課長

行政視察報告書

議会運営委員会

- 1.研修日 平成28年3月28日（月）～3月30日（水）の3日間
- 2.研修先 福岡県、熊本県
- 3.目的 「読まれる議会広報誌」の作成について

○視察研修内容（1日目）

研修日：平成28年3月28日（月）

研修先：福岡県須恵町 須恵町議会

須恵町 人口：27,667人

●平成26年度全国町村議会議長会広報コンクール奨励賞受賞

●平成27年度全国町村議会議長会広報コンクール表紙写真賞金賞受賞

- ① 須恵町議会の広報特別委員会は、2常任委員会からそれぞれ2名ずつ選出し、これに副議長が加わり5名で構成されている。
- ② 広報誌を作成する際の文体は敬体文（です、ます調）で統一されているが、内容や必要に応じ常体文（だ、である調）を使用し、町民に親しまれ読まれる広報誌作りを心がけている。
- ③ 議会広報誌は、見やすく分かりやすくするための工夫を重ねており、下記3点を特に意識して作成している。
 - ・見出しに写真を使用し、内容がよく分かるようにする。
 - ・見出しを的確に設定する。
 - ・行間・間等などの余白をとり、見出しは縦書きとした。
- ④ 広報誌に掲載する内容は、下記8項目で構成されカラー刷りである。
 - ・表紙シリーズ/未来を担う子どもたち
 - ・トップ記事/定例会の主要議案
 - ・委員会レポート
 - ・シリーズ化記事として、最終面に住民登場記事（記事内容：まちのリーダーさん・地域の特色や伝統行事紹介・サークル施設等訪問・わが町の宝物）や議会用語集、町内在住あるいは町出身イラストレーターによる4コマ漫画を掲載している。
 - ・一般質問の掲載は質問数にかかわらず1人1ページとしている。
質問内容は、議員が提出した質問内容をそのまま（原稿のとおり）とし、答弁内容は、反訳原稿を元に事務局長が町長答弁を要約して掲載する。
※町長の答弁について事務局が文章を作っているのは、質問と答弁の間の公平性を保ち、誤解が生じないための注意を払っているため。
※一般質問において明確な答弁でない場合は、議長から明確な答弁をするように指摘をするなどして、掲載する一般質問の文字数も少なくなるようにしている。
 - ・定例会についてのコメントや議長活動の報告を掲載する議長通信
 - ・一般質問、その後の追跡記事
 - ・編集後記
- ⑤ 編集にあたり心がけていることは下記のとおりであった。
 - ・写真を大きく、多く使うこと（週刊誌のように）。
 - ・見出しと写真で概要が分かるようにする。（初めから文章は読んでもらえない。）
 - ・見出しを的確に設定する。
 - ・外来語や分かりにくい語句には用語解説を付ける。
 - ・余白を適度に取り。（読みやすい）

◎ 須恵町議会での研修は上記の内容であった。この研修内容と本町議会の広報誌作りを比較する形で、いくつかの指摘と指導と頂いた。



○視察研修内容（2日目）

研修日：平成28年3月29日（火）

研修先：熊本県菊陽町 菊陽町議会

菊陽町 人口：40,498人

※大企業が多く、人口が毎年増加している。

●平成26年度熊本県町村議会広報コンクール特別賞（企画力）受賞

- ① 菊陽町議会の広報特別委員会は6名で構成されている。
- ② 編集方針として
 - ・議会の審議及び活動状況等について、広く住民に周知し、議会活動と町政に対する理解を深めるために議会だよりを発行する。
 - ・議会活動の全般にわたり、読みやすい文体で要点を的確に掴み、簡潔にまとめることを心がける。
 - ・記事の選択及びその内容は、すべて広報委員会に一任されている。
 - ・住民が知りたいもの、住民に知らせたいものを第一に考え、記事を絞る。
 - ・表紙写真は人物をテーマとして掲載する。
（主に子供たち）
 - ・文章は簡潔にまとめ、見出し、写真、色彩、余白等で親しみやすくする。
- ③ 文章については
 - ・タイトルは文語体を基本とし、説明・報告・一般質問・編集後記はなるべく口語体を用いる。
 - ・住民からの意見（アンケートなど）や寄稿文は極力原文を採用する。
 - ・記事は出来るだけ簡潔にし、漢字を使いすぎないようにする。用語や文章は読者が読みやすくなるよう心がける。
 - ・見出しは、文章全体を簡潔に要約し、なるべく言葉（語句）の重複を避ける。
 - ・一般質問は一人1/2ページ。レイアウトは本人の自由で写真も複数可（写真は文章に関連したもので、なるべく人物を掲載。）
- ④ 裏表紙には住民アンケートや住民の議会に対する意見等を掲載。
- ⑤ 編集委員会は、1定例会につき平均5～6回開催している。
- ⑥ 菊陽町の今後の課題として、1人でも多くの人に読んでもらえるような、興味をもって貰えるような紙面づくりに心がけ、限られた文字数の中で読みやすく、心に残る文章の作成を目指すとのことであった。



菊陽町議会にて

◎ 菊陽町議会での研修に参加し、本町の議会だよりも町民に親しまれるような広報誌であるよう、この研修を生かし、今後広報委員会で協議・検討しながら作成できればと思った。



○視察研修内容（3日目）

研修日：平成28年3月30日（水）

研修先：熊本県 ひまわり亭

研修の最終日には、食資源を活かしたまちづくり、人づくり、元気づくりを実践しているひまわり亭の視察を行った。

ひまわり亭

- ・ 築120年の古民家を移設し、食資源を活かしたまちづくり、人づくりで郷土の家庭料理「ひまわり亭」を経営する本田 節氏（元JA職員・人吉市議を2期）による約1時間の講話を受ける。同氏は37才の時に一年間の闘病生活を経験。それをきっかけとして、より深く食・農・命について考えるようになり、「ひまわりグループ」を結成しボランティアや町づくりの活動を始める。行政に頼らない町おこしとして全国各地から依頼を受けて、講演多数。

肝付町議会 委員会構成表

総務・文教委員会（7名）

総務課、企画調整課、税務課、住民課、会計課、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項



委員長 有留智哉



副委員長 柳一夫



委員 恒吉智彦



委員 重田寅男



委員 柳川良則



委員 石倉勝美



委員 加藤義昭

産業・福祉委員会（7名）

健康増進課、福祉課、農業振興課、林務水産課、畜産課、建設課、産業創出課、農業委員会、老人ホーム、町立病院及び水道課の所管に属する事項



委員長 青井國男



副委員長 益山二郎



委員 中原稔



委員 富永洋一



委員 太鼓重義



委員 木村實馬



委員 田布尾重治

議会広報委員会（5名）

議会広報誌の編集及び発行に関すること

委員長 太鼓重義 副委員長 中原稔

委員 有留智哉・富永洋一・益山二郎

議会運営委員会（7名）

議会の運営に関する事項、会議規則や委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項

委員長 重田寅男 副委員長 富永洋一

委員 有留智哉・青井國男・太鼓重義・木村實馬・柳川良則

一 議会の主な動き 一

(3月定例会後)

3月31日 肝付町総合振興計画審議会

4月6日 肝付町内各小中学校入学式

4月14日 議会運営委員会

広報委員会

4月15日 熊本地震による災害支援の為、熊本県御船町への派遣隊出発式



4月19日 産業福祉委員会

4月20日 総務文教委員会

4月23日 肝付町名誉町民故鶴田辰巳氏の町葬

4月25日 肝付町振興会長連絡協議会総会

広報委員会

5月6日 広報委員会

5月9日 肝付町高山地域春季畜産共進会

5月12日 鹿児島県町村議会議長会臨時総会



5月12日 鹿児島県町村議会議長会 第1回研修会

～13日 肝属郡町村議会議長会平成28年度全議員研修会

5月20日 肝付町議会臨時会

肝付町商工会通常総会

5月23日 銀河連邦ウチノウラキモツキ共和国閣僚会議

5月24日 大隅総合開発期成会総会

5月27日 鹿児島きもつき農業共同組合通常総会

内之浦森林組合通常総会

5月30日 全国議長会主催町村議会議長・副議長研修会
(6月1日まで)

6月3日 議会運営委員会

全員協議会

6月5日 肝付町消防操法大会

6月10日 肝付町議会6月定例会(初日)

全員協議会

6月14日 総務文教委員会

産業福祉委員会

6月17日 肝付町議会6月定例会(中日)

全員協議会

6月21日 内之浦漁業協同組合通常総会

6月24日 肝付町議会6月定例会(最終日)

(上記の諸行事については、議長出席・所管の委員長・委員出席等も含まれます)

※6月24日までの動き

陳情書

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書採択の要請について

陳情者 迫田 弘昭

採択

意見書

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書

送付

採択のうえ、次の大臣へ送付致しました。
内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣

7月17日（日曜日）下記の通り、議会報告会が行われました。

記

出席議員数 高山地区 11名 内之浦地区 12名

10時より高山地区	文化センター2階にて	町民の方々	30名
14時より内之浦地区	総合支所3階にて	〃	15名

内容は後日報告いたしますが、出席された町民の数が、昨年より減少気味であるようです。これからも開催予定です。せっかくの機会ですので、多数のご出席を頂き皆様のご意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。

議会報告会についての記事は、「議会だより特別号」で掲載予定です。

編集後記

議員は町長に対し、「一歩離れ、二歩離れず」という位置に立つことが大事である。

住民を代表する公選の議員であるから、住民のため議会に反映する努力はしても町長の代弁者になってはならない。ということである。

町長派、反町長派という存在はあり得ない。しいて言えば、議員全員が町民派でなければならぬ。ましてや二元制であるから、執行機関としての町長側と、住民を代表する議員側に分かれる。ここにも我々は住民の代表である自覚が生まれざるを得ない基本がある。

私見ではあるが、議員の仕事として三分の一は住民の要望を努力し実現することである。次の三分の一は一般質問の中で政策論議をし、行政を質することである。最後の三分の一は研修を含めた勉強であり、知識の引き出しを増やすことであると私は考える。

そうして「いつか住民の声に答えられ、一票一票に對して恩返しができるのではないか」と思う。

そう思って今、懸命に努力している最中である。

文責 太鼓重義

議会広報委員会

委員長	太鼓重義
副委員長	中原稔
委員	有留智哉
委員	富永洋一
委員	益山二郎